

令和5年 第2回自治推進委員会会議次第

日 時：令和5年11月24日（金）
午後3時45分から

場 所：東御市中央公民館3階講堂

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会議事項

(1) 令和6年の当面の日程

ア 令和6年消防出初式の挙行について (消防課)

期 日 令和6年1月7日（日）

時間／場所

午後0時50分	幼年消防クラブ行進	田中商店街
	(行進終了後)	
	新春演奏<消防団ラッパ隊、消防団音楽隊>	
		田中商店街
午後1時30分	分列行進	田中商店街
午後2時30分	式典	東御市文化会館

その他 ・新区長の出席をお願いします。(12月中に現区長さんあて通知文を送付いたしますので、新区長さんへ引継ぎください。)

イ 令和6年新区長会・自治推進委員会の開催について (地域づくり支援室)

期 日 令和6年1月19日（金）

時 間 午後1時30分から午後4時30分まで

場 所 東御市中央公民館3階 講堂

ウ 令和6年自治推進委員会視察研修について (地域づくり支援室)

期 日 令和6年2月14日(水)～15日(木)

場 所 東京都大田区 他

詳細については、令和6年1月上旬に新区長へ案内通知を送付します。

(2) 提出等をお願いするもの

※別紙「提出書類等一覧表」に添付されている書類をご確認ください。

- ア 令和6年区役員等の名簿の提出について (地域づくり支援室) 1 頁
- a 消防防災班の編成と年間活動計画書等の提出について (総務課) 6 頁
- イ 災害時等における行政連絡手段の整備について (総務課) 10 頁
- ウ 花苗の配布について (地域づくり支援室) 11 頁
- エ 福祉運営委員の選出について (社会福祉協議会) 12 頁

(3) 連絡事項

- ア 役員交代に伴う市報等配布の対応等について (企画振興課) 13 頁
- イ 市道の除雪作業等について (建設課) 14 頁
- ウ 地域役員選出における男女共同参画の推進について (人権同和政策課) 18 頁
- エ 事務交付金の支払いについて (地域づくり支援室) 別紙
- オ 自治推進委員謝礼の支払いについて (地域づくり支援室) 別紙

(4) 質疑・応答

4 その他

5 閉 会

令和6年区役員等の名簿の提出について

1 名簿の提出について

令和6年区の新役員及び市等に推薦等していただく各委員等につきまして、別紙「令和6年区役員等名簿」を提出いただきますようお願いいたします。

2 提出期限

令和6年1月5日(金)

なお、期限までにすべての人選ができない区につきましては、お手数ですが、その旨をご連絡をお願いします。

3 提出先 地域づくり支援室

電子メール：chiiki@city.tomi.nagano.jp

または

FAX：64-5610

お近くの地域づくりサポーター（市職員）に提出していただいても構いません。

4 提出していただく名簿

- (1) 区の新役員（区長・副区長・会計・分館長）
- (2) 市等に推薦等していただく各委員等
 - a 消防防災班
- (3) 広報等配布担当者（支区長等）
- (4) 役員の男女数
- (5) その他の委員等（防犯指導員・区環境推進委員長）

5 その他

- (1) 様式について

別紙「提出書類等一覧表」の様式により提出をお願いします。

なお、市ホームページ内「生活ガイド」⇒「コミュニティ」⇒「協働のまちづくり」
⇒「区・自治区」⇒「区・自治区関係様式、補助金制度」よりダウンロードできます。

- (2) 役員の選出について

区役員の改選の際には、男女共同参画推進条例及び同基本計画の主旨に基づき、性別を理由として役員を固定的に分けることのないようご配慮をお願いいたします。

6 問い合わせ

地域づくり支援室（中央公民館2階） 電話：75-5506

市から選出をお願いする各種委員の一覧

委員等の名称 (人数)	担当区域	役割 活動内容	任期	報酬・謝礼等	担当係 電話番号
自治推進委員 (1名(区長))	区	<p>■地域と市の協働のまちづくりを推進するための、市と住民の連絡及び協調、市が依頼する業務の連絡調整などを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区の長期事業計画の取りまとめと提出 ・各種委員の推薦、各種会議への出席 ・花苗の取りまとめ、区境調整や工事等現場立ち合い、連絡調整他 	1月1日 ～12月31日(1年間)	あり	地域づくり 支援係 75-5506
防犯指導員 (1名)	区	<p>■区域内の住民と連携を密にし、かつ市担当者、警察等関係機関と連携しながら次の活動を行い、地域住民の身近なところで発生する犯罪や事故の未然防止に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯パトロール・防犯診断等の街頭活動 ・地域住民の防犯に関する相談活動 他 	4月1日 ～3月31日(1年間)	なし	生活安全係 64-5896
分館長 (1名)	区	<p>■各分館独自の事業運営や市で開催する研修会等の参加や連絡調整などを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化活動、スポーツ大会、学習会等の開催 ・分館報の発行 	4月1日 ～3月31日(1年間)	あり	社会教育・ 公民館係 64-5885
区環境推進委員長 (1名)	区	<p>■ごみ・資源物が適切に排出され、円滑に収集運搬されるよう、次のような各種活動を行っていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみステーション・ストックヤードの維持管理等 ・違反ごみがあった場合などの対応 	1月1日 ～12月31日(1年間)	なし	クリーンリ サイクル係 63-6814
消防防災班 ※定数は11月の自治推進委員会資料に掲載(算出表参照)	区	<p>■消防防災班を編制し、年間活動計画に基づく防災活動の取り組み及び災害時には状況に応じ自主的な活動にも取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市防災訓練への参加、各種訓練の実施 ・自主防災組織補助金交付申請、実績報告書提出に係る事務 ・自主防災組織【各区消防防災班】活動マニュアルに基づく活動の取り組み 他 	1月1日 ～12月31日(1年間)	なし	防災係 62-0119

健康づくり 推進員 (区で判断)	区	<p>■「自らの健康は自らつくる」意識の高揚と、区内及び地区内において健康増進の推進者として学習会や研修会への参加・開催、保健事業参加等の活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康づくりについての学習会や研修会へ参加) 学習内容を家族や区内及び地域内に広めるため各区における健康教室や学習会等を開催 市の保健事業への協力として結核検診の受付補助等 	4月1日 ～3月31 日(1or2年 間)	あり	健康増進係 64-8883
交通安全指 導員 (各地区4名)	地 区	<p>■交通安全機関及び団体との連携のもと、街頭における交通指導、啓発活動その他市民の交通安全の確保に関する活動を行い、交通安全思想の高揚及び交通秩序の確立に務める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校・保育園・幼稚園等での交通安全教室での指導。 地域の交通安全運動への参画 市や地域での行事、イベント時の交通指導 その他交通安全活動の参加 	4月1日 ～3月31 日(2年間)	あり	生活安全係 64-5896
交通安全補 導員 (各地区5名)	地 区	<p>■交通安全機関及び団体との連携のもと、街頭における交通指導、啓発活動その他市民の交通安全の確保に関する活動を行い、交通安全思想の高揚及び交通秩序の確立に務める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校・保育園・幼稚園等での交通安全教室での指導。 地域の交通安全運動への参画・ 交通安全広報活動 その他交通安全活動の参加 	4月1日 ～3月31 日(2年間)	あり	生活安全係 64-5896
青少年補導 委員 (6名)	地 区	<p>■青少年の健全育成のため街頭啓発活動等や会議、研修などを行う。(年12回程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 街頭啓発活動：年3回程度 社会環境浄化活動：年3回程度 研修：年1～2回程度 会議：年4回程度 別途資料あり 	《次任期》 令和6年 4月1日 ～令和8 年3月31 日(2年間)	あり	青少年教育 係 64-5906

<p>農業委員・推進委員 (23名)</p>	<p>地区</p>	<p>■農地法に基づく、農地の権利移動、農地転用の審査、違反転用等の指導、また、担い手農家への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等のための現場活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回開催される農業委員会定例総会への出席 ・農地の権利移動、農地転用の審査のための現地確認や転用事業者からの内容聞き取り ・農地パトロールの実施 ・地域計画の策定、見直し等の地域での話し合いへの参加 ・農地所有者や地域の担い手農家等の意向の確認や相談活動の実施 	<p>《現任期》 令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年間)</p>	<p>あり</p>	<p>農業委員会事務局 64-0535</p>
<p>民生委員児童委員 (既定人数)</p>	<p>区</p>	<p>■地域福祉推進のために担当地域世帯の状況把握及び福祉サービス等の情報提供、行政機関との連携業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の生活状態の把握 ・市役所、社会福祉協議会等の福祉機関への業務協力 ・保育園、小学校、中学校行事の参加等 	<p>《現任期》 令和4年12月1日～令和7年11月30日(3年間)</p>	<p>あり</p>	<p>福祉推進係 64-8888</p>

令和6年 区役員等名簿（提出用）

提出期限：令和6年1月5日(金) FAX：64-5610

区名 ○○区

区長		副区長		会計	
氏名	電話番号	氏名	電話番号	氏名	電話番号
ふりがな とうみ たろう 東御 太郎	自宅 62-1111 FAX 64-5610 携帯 090-△△△	ふりがな たなか ○○ 田中 ○○	自宅 63-△△△ 携帯 090-△△△	ふりがな ながの ○○ 長野 ○○	自宅 62-○○○ 携帯 090-○○○
業者等へ提供する連絡先		防犯指導員		区環境推進委員長	
自宅 携帯		氏名	電話番号	氏名	電話番号
住所		ふりがな しげの ○○ 滋野 ○○	自宅 63-△△△ 携帯 080-△△△	ふりがな うえた ○○ 上田 ○○	自宅 62-○○○ 携帯 090-○○○
東御市 県281-2	工事・農地転用等の関係で、業者に地域づくり支援室が区長の連絡先を伝える場合があります。	東御市 滋野○○-△		東御市 上田○○-△	

広報等配布担当者(支区長等)				分館長	
支区名	氏名	住所	電話番号	氏名	電話番号
第1支区	東御 四郎	県□□	63-□□□	ふりがな こもろ ○○ 小諸 ○○	自宅 62-○○○ 携帯 090-○○○
第2支区	東御 五郎	県○○	64-○○○	東御市 小諸○○-△	
第3支区	東御 六郎	県△△	71-△△△	役員の男女数(人)	
				公民館役員	男性数 女性数
				※区長、副区長、会計、分館長を除く	10 10
				区協議員(評議員)	5 2
				(注)区協議員(評議員)欄は、区的意思決定をする会議に出席する役員の内、区三役・分館長以外の人数	

支区がある場合は記入してください。

R5年様式から変更になりました

消防防災班(標準数により選出)					
番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
班長	(区長)	6		13	
副班長	(副区長)	7		14	
1	丸子 ○○	8		15	
2	長和 □□	9		16	
3	東御 △△	10		17	
4	立科 □□	11		18	
5	上田 ○○	12	- 5 -	19	

(2)-ア-a

消防防災班の編成と年間活動計画書等の提出について

1 令和5年 補助事業等実績報告書及び消防防災班実績報告書の提出

- ①(封筒内別紙) 『補助事業等実績報告書』⇒ **内容確認後、修正等なければ押印せず提出する。**
 ②(封筒内別紙) 『消防防災班実績報告書』⇒ **消防防災班活動の実績を記入し提出する。**

★支出の記入時の留意事項

→ <記入していただく例>

収入

科目	金額	備考
交付金	9,700 円	東御市より
区負担金	0 円	
合計	9,700 円	

収入

科目	金額	備考
交付金	9,700 円	東御市より
区負担金	10,890 円	区より負担
合計	20,590 円	

支出

科目	金額	備考
事業費	9,700 円	防災訓練費
合計	9,700 円	

支出

科目	金額	備考
▶事業費(防災訓練)	6,400 円	〇〇消耗品
事業費(防災訓練)	3,300 円	土のう 30 袋
事業費(備蓄品購入)	10,890 円	△△備品購入
合計	20,590 円	

市からの交付金の額と支出の事業費
 が同じで詳細が分からない

事業費を詳細に記入し、支出金額を出してから
 交付金を引いた額を区負担金へ記入する

2 令和6年 消防防災班の編成

消防防災班の編成は、各区の標準数(次ページの「各区人口による消防防災班標準数算出表(R6年用)」参照)に基づき、区役員等の名簿に班員名簿を記入し、提出してください。

3 令和6年 消防防災班年間活動計画書の提出

9ページ記載例を参考に(封筒内別紙)「消防防災班年間活動計画書」(令和6年1月~12月までの計画)を提出してください。

4 提出場所・提出期限

◎「総務課 防災係」(東御消防署内)

・消防防災班実績報告書

⇒ 提出期限 令和5年12月15日(金)

・令和6年 消防防災班年間活動計画書

⇒ 提出期限 令和6年 1月19日(金)

◎「地域づくり・移住定住支援室」(中央公民館)

・消防防災班名簿

5 問い合わせ

総務課防災係(東御消防署内) 電話: 62-0119

各区人口による消防防災班標準数算出表(R6年用)

地区	区名	人口	基準数	計算後	定数(標準数)
田	加沢	1,765	80	22	22
	常田	2,138	80	27	27
	田中	1,542	80	19	19
	県	1,182	80	15	15
中	本海野	1,301	80	16	16
	西海野	505	80	6	6
	白鳥台	242	80	3	5
8	城ノ前	323	80	4	5
滋野	赤岩	293	80	4	5
	片羽	784	80	10	10
	桜井	796	80	10	10
	大石	894	80	11	11
	中屋敷	425	80	5	5
	別府	236	80	3	5
	原口	491	80	6	6
	聖	68	80	1	5
	乙女平	796	80	10	10
	10	王子平	181	80	2
称津	新張	893	80	11	11
	出場	336	80	4	5
	金井	715	80	9	9
	新屋	528	80	7	7
	東町	678	80	8	8
	西宮	516	80	6	6
	姫子沢	100	80	1	5
	湯の丸	10	80	0	5
	滝の沢	52	80	1	5
	鞍掛自治区	53	80	1	5
	称津南	208	80	3	5
	伊勢原	489	80	6	6
	奈良原	145	80	2	5
14	リードリーくらか け	95	80	1	5
和	東上田	1,209	80	15	15
	田沢	538	80	7	7
	大川	412	80	5	5
	栗林	504	80	6	6
	海善寺	439	80	5	5
	曾根	740	80	9	9
	東深井	318	80	4	5
	西深井	140	80	2	5
	西入	73	80	1	5
	東入	33	80	0	5
	日向が丘	567	80	7	7
	海善寺北	561	80	7	7
	寺坂	302	80	4	5
	14	睦	151	80	2

地区	区名	人口	基準数	計算後	定数(標準数)
北御牧	上八重原	409	80	5	5
	田楽平	73	80	1	5
	中八重原	263	80	3	5
	芸術むら	197	80	2	5
	白樺	161	80	2	5
	下八重原	704	80	9	9
	切久保	191	80	2	5
	八反田	147	80	2	5
	本下之城	129	80	2	5
	田之尻	99	80	1	5
	畔田	145	80	2	5
	宮	169	80	2	5
	御牧原南部	290	80	4	5
	御牧原北部	367	80	5	5
	布下	255	80	3	5
	常満	115	80	1	5
	島川原	233	80	3	5
	大日向	163	80	2	5
	光ヶ丘	55	80	1	5
	21	羽毛山	299	80	4
	牧ヶ原	54	80	1	5

67	合計	29,285		366	474
----	----	--------	--	-----	-----

※標準数は地区の人口(人)÷基準数(人)

により算出(小数点以下四捨五入)

※基準数については、長野県の人口÷消防署員で算出した数値人口約800人に対して署員1名を参考にし、地区においてはその10分の1の80人に1名の消防防災班員を置くことを基準としました。

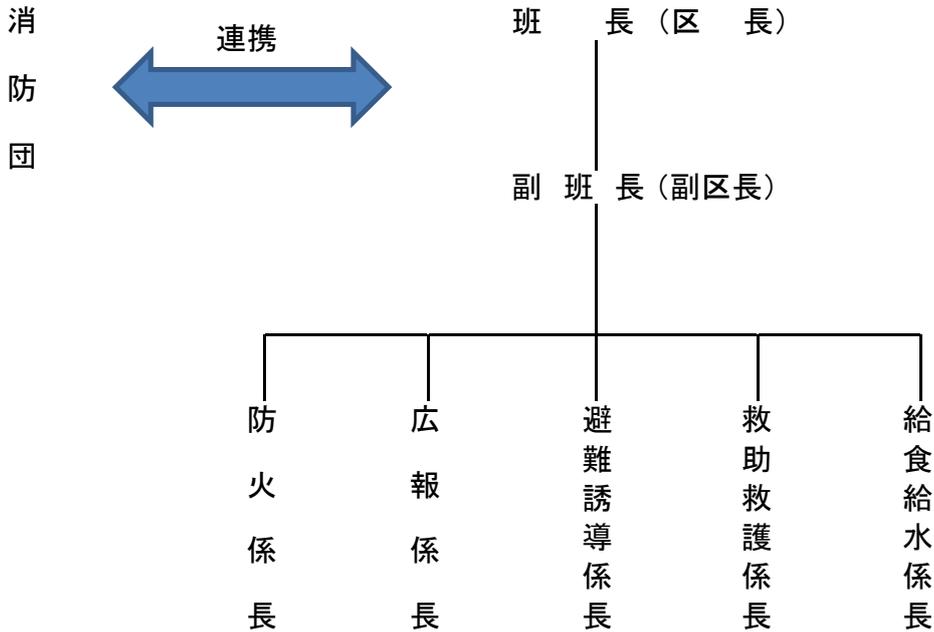
また、各班の最低標準数は5人とします。

(防火・広報・避難誘導・救助救護・給食給水の5つの係により活動するため。なお、5人の地区は各係を兼務または、班長・副班長が係を兼務します。)

※令和5年11月1日時点の人口で算出しています。

※外国人含む。

消防防災班組織(例)



職務分担 (災害時)

- ア 班 長 …… 班を総括し、災害時における防災活動の指揮命令及び他地区からの応援出動の依頼を行う。
- イ 副班長 …… 班長を補佐し、班長が不在の時はその職務を代行する。
- ウ 係の分担
- (ア) 防 火 係 …… 周辺住民の協力を求めて初期消火を行い、火災の拡大を防ぎます。
(各係調整)
- (イ) 広 報 係 …… 市や消防機関からの情報を伝え地域の被害状況や避難状況を市へ報告します。
- (ウ) 避 難 誘 導 係 …… 組織として安全な行動がとれるよう、避難場所まで住民を誘導します。
- (エ) 救 助 救 護 係 …… 資機材を用いて救出作業を行うとともに、負傷者の応急手当を行い、医療施設や救護所に搬送します。
- (オ) 給 食 給 水 係 …… 炊き出し、飲料水を確保するほか食料品や救護物資の受け入れ、配給を行います。

- ※ 上記の係編成は一例です。全体調整する係の配置や職務内容等、各区の実情により係編成の検討をお願いします。
- ※ 消防団員は、災害時には消防団長等の命令により活動します。現職消防団員が係員に就任することは、ご遠慮願います。
- ※ 消防防災班を編成する際には、消防団員経験者などの防災活動の経験豊富な人を選ぶことも検討願います。
- ※ その他、消防防災班の役割などについては、「自主防災組織【各区消防防災班】活動マニュアル」(令和4年1月配布)を参照してください。

消防防災班年間活動計画書

〇〇区

月	活動内容	備考
通年	災害時における防災活動	
3	春の火災予防週間(広報)	
3	消火栓・器具箱の点検	春の火災予防週間
8	東御市防災訓練打合せ会議	
9	東御市防災訓練参加	
11	秋の火災予防週間(広報)	
11	消火栓・器具箱の点検	秋の火災予防週間
12	年末警戒(区内巡視)	
通年	役員会(訓練打合せ等)	
通年	消火栓・防火水槽付近草刈	地区の清掃日に実施

災害時等における連絡手段の整備について

1 行政連絡手段について

市では、消防防災班長（区長）への緊急時等における行政情報等を迅速かつ確実に伝達するための連絡手段として、区長等のスマートフォンまたは携帯電話のEメールアドレスを収集し整備を行っています。この連絡を通じて防災訓練でも使用しています。

2 新区長への引継ぎ事項について

新区長へは封筒内にある「別紙依頼文」をお渡しいただき、区長就任後すぐにEメールで市役所宛送信していただくよう、引継ぎをお願いいたします。

また、スマートフォンまたは携帯電話のEメールアドレスをお持ちでない区長は、今年と同様に副区長や会計のEメールアドレスでの登録をお願いしています。

なお、緊急時に外出等により情報のやり取りができることを想定しておりますので、ご自宅にあるパソコンのメールアドレスを報告することではないことをお伝えください。

3 送信先

スマートフォンまたは携帯電話のEメール内容に「区名」と「役職・氏名」を入力し、下記送信先へ送信するようお伝えください。

メール送信先 : saitai@city.tomi.nagano.jp

4 問い合わせ

総務課防災係（東御消防署内） 電話：62-0119

地域づくり支援室地域づくり支援係（中央公民館内） 電話：75-5506

花苗の配布について

市民と行政の協働によるまちづくりの一環、また区民交流の機会として、花苗の配布を行っています。

1 ふれあい花いっぱい運動（花苗の無料配布）

花苗を希望される区は、別紙「花苗等申込書」に必要事項を記入のうえ、**1月5日(金)**までに地域づくり支援室（中央公民館内）へ提出してください。（FAX、Eメール可）

新区長への引継ぎをお願いします。

○花苗

配布時期：5月中

配布場所：各区公民館

花苗種類：サルビア、マリーゴールド、ニチニチソウ 等

○堆肥（生ごみリサイクル堆肥）

配布時期：4月下旬

配布場所：生ごみリサイクル施設エコクリーンとうみ

2 問い合わせ

地域づくり支援室（中央公民館2階） 電話：75-5506

福祉運営委員の選出について

1 福祉運営委員の役割

東御市社会福祉協議会では、支部（区）の福祉活動を推進するために支部長（区長）を通じて選出をお願いしています。

福祉運営委員の役割として、支部（区）の福祉について話し合ったり、いきいきサロン等の支え合い、助け合いの福祉活動の企画や運営をしていただきます。

活動費として社会福祉協議会から支部（区）福祉活動費の助成や、地域福祉活動応援メニューによる助成、区費等が活用できます。

2 選出基準

福祉運営委員の選出については、次の基準を参考にしてください。

- (1) 支部（区）の福祉活動が円滑に推進されるように支部（区）の実情に合わせて選出をお願いします。
- (2) 出来るだけ任期は2年として、半数交代となるようにお願いします。
- (3) 地域の福祉相談に応じ、地域福祉を推進している民生児童委員を福祉運営委員に選出いただきたく、ご配慮をお願いします。
- (4) 福祉運営委員長は出来るだけ区の役職と兼務をさけて選出いただくようお願いします。
- (5) **男女共同参画推進条例及び同基本計画の主旨に基づき、性別を理由とした選出のないようにご配慮をお願いいたします。**

3 提出書類

別紙「令和6年福祉運営委員会名簿（提出用）」を

返信用封筒又は、FAX、メールにて提出してください。

※提出様式のデータは、東御市社会福祉協議会のホームページに掲載します。

FAX：0268-64-5695 Eメール：info@tomisyakyo.or.jp

4 その他

福祉運営委員会については、区の福祉活動を担う中核的な組織のため、必要に応じて行政へ情報提供を行いますのでご了承ください。

5 問い合わせ・提出先

社会福祉法人 東御市社会福祉協議会 地域福祉係 電話：62-4455
(総合福祉センター1階)

役員交代に伴う市報等配布の対応等について

1 年末の市報等配布予定について

年末における市報等の配布を令和5年12月22日（金）に予定しています。
今回までは、現役員の配布担当の方へお届けします。

2 役員交代に伴う市報等配布の対応について

新年最初の市報等配布予定日は、令和6年2月1日（木）です。

ご依頼している「令和6年区役員等名簿」が提出〆切日までに届かない場合、市報等が現役員の方に配布されてしまいますので、ご注意ください。

3 市報等受領専用箱の引継ぎについて

現在、希望する方には「市報等受領専用箱」を配布し、玄関先へ設置してご利用いただいています。

役員を交代する場合は、後任の配布担当の方へ「市報等受領専用箱」の引継ぎをお願いします。

なお、後任の方が必要としない場合や、引継ぎする箱がなく、後任の方が「市報等受領専用箱」の設置を希望する場合は、下記までご連絡をお願いします。

市報等受領専用箱

- (1) 材質等 プラスチック（ポリプロピレン）製 折り畳みコンテナ（ふた一体型）
- (2) 外 寸 縦38cm×横30.5cm×高さ34cm（折り畳み時高さ8.3cm）
- (3) 外観イメージ



※実物には「市報とうみ等受領専用」などの表示があります。

4 回覧板について

回覧板の破損等による交換につきましても、下記までご連絡下さい。

5 問い合わせ

企画振興課 移住定住・シティプロモーション係 電話：64-5893

市道の除雪作業等について

1 除雪について

(1) 市が行う除雪

概ね積雪 8 cm 以上で対応し、通勤、通学、バス運行の時間帯までにできる限り作業を完了し、道路利用者の交通確保に努めます。

市内の幹線道路 → 市内業者等により実施

(2) 区が行う除雪

概ね積雪 10cm 以上で対応し、区が選定した生活に密着した集落内道路の安全を確保するものです。

集落内道路 → 区が契約した業者（個人を含む）等により実施

「東御市生活道路除雪事業補助金」について

区と業者は除雪路線の委託契約を結び、市は除雪費用に対し補助を行います。要綱に基づき事前の届出が必要ですので、新たに取り組まれる区は建設課管理係へご相談ください。

補助額 = 区が除雪作業に要した委託費用（実績額）の 1/2

提出書類（実績報告書、請求書）の様式、記入例を 2～3 月頃に送付いたしますので、令和 5 年度実績の整理をお願いします。補助金の支払いは令和 6 年 5 月頃を予定しています。

(3) 県と市の相互除雪について

平成 26 年 2 月の大雪を踏まえ、県道や市道など従来の管理区分を超え「緊急時における相互除雪」を行います。県が市道を、市が県道を除雪するといった連携が可能となり、より迅速に通行を確保します。

2 融雪剤散布について

(1) 市が行う融雪剤散布

気象状況、路面状況等から、路面凍結の発生が予想される場合に対応し、道路利用者の交通確保に努めます。

市内の幹線道路 → 市内業者等により実施

(2) 区が行う融雪剤散布

集落内道路（凍りやすい箇所） → 区が実施

1 回あたり 5 袋（1 袋 25kg）を限度として融雪剤を配布します。なお、気象条件などにより、配布袋数やその頻度を調整させていただくことがあります。

●融雪剤配布手順

配布場所： 東御市役所別館及び北御牧庁舎

連絡先： 建設課管理係 電話：64-5892

北御牧庁舎 電話：67-1010

- ・自治推進委員(区長)は、ご希望する配布場所の連絡先へ必要数と希望日時を連絡し、直接取りにお越してください。当日は職員がご案内しますので窓口でお声掛けください。取りに来て頂く方は自治推進委員(区長)でなくても構いません。

3 砂ポストの活用について

道路勾配が急で凍結の恐れがある箇所には、市道脇に「砂ポスト」が各所設置してありますのでご活用ください。

4 小型除雪機・除雪板等の購入補助制度について

市では、区の小型除雪機等の購入に対し補助制度を設けています。

(「東御市小型除雪機等購入補助金交付要綱」参照)

希望のある区は早めに連絡をお願いします。

- (1) 小型除雪機の購入補助 → 購入費の1/2 (限度額 15万円)
(自走式のロータリー等)
- (2) 除雪板等の購入補助 → 購入費の1/2 (限度額 15万円)
(トラクター、軽トラック前面に装着する除雪板等)
- (3) 小型除雪機等の修繕補助 → 修繕費の1/2 (限度額 5万円)

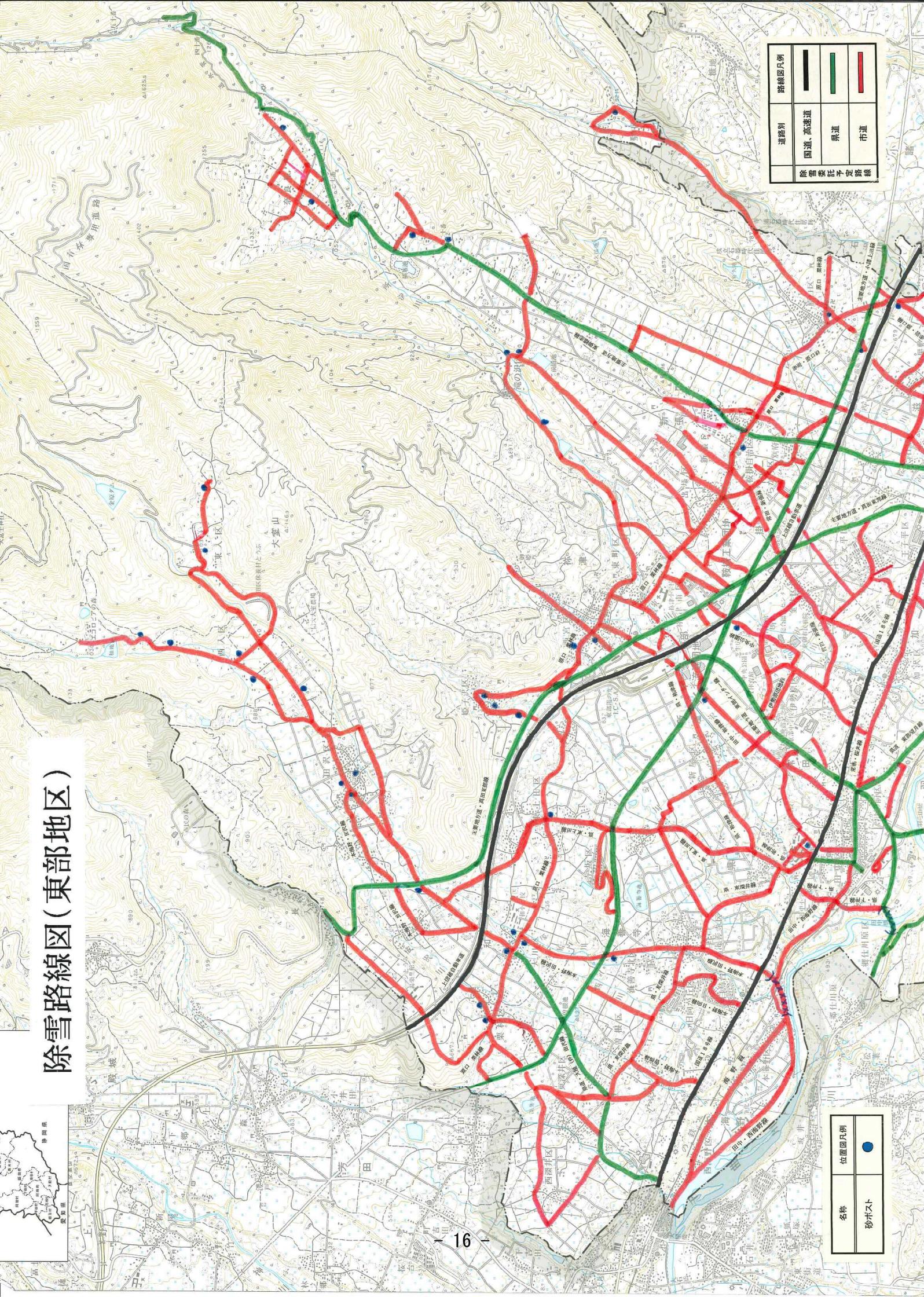
5 問い合わせ先

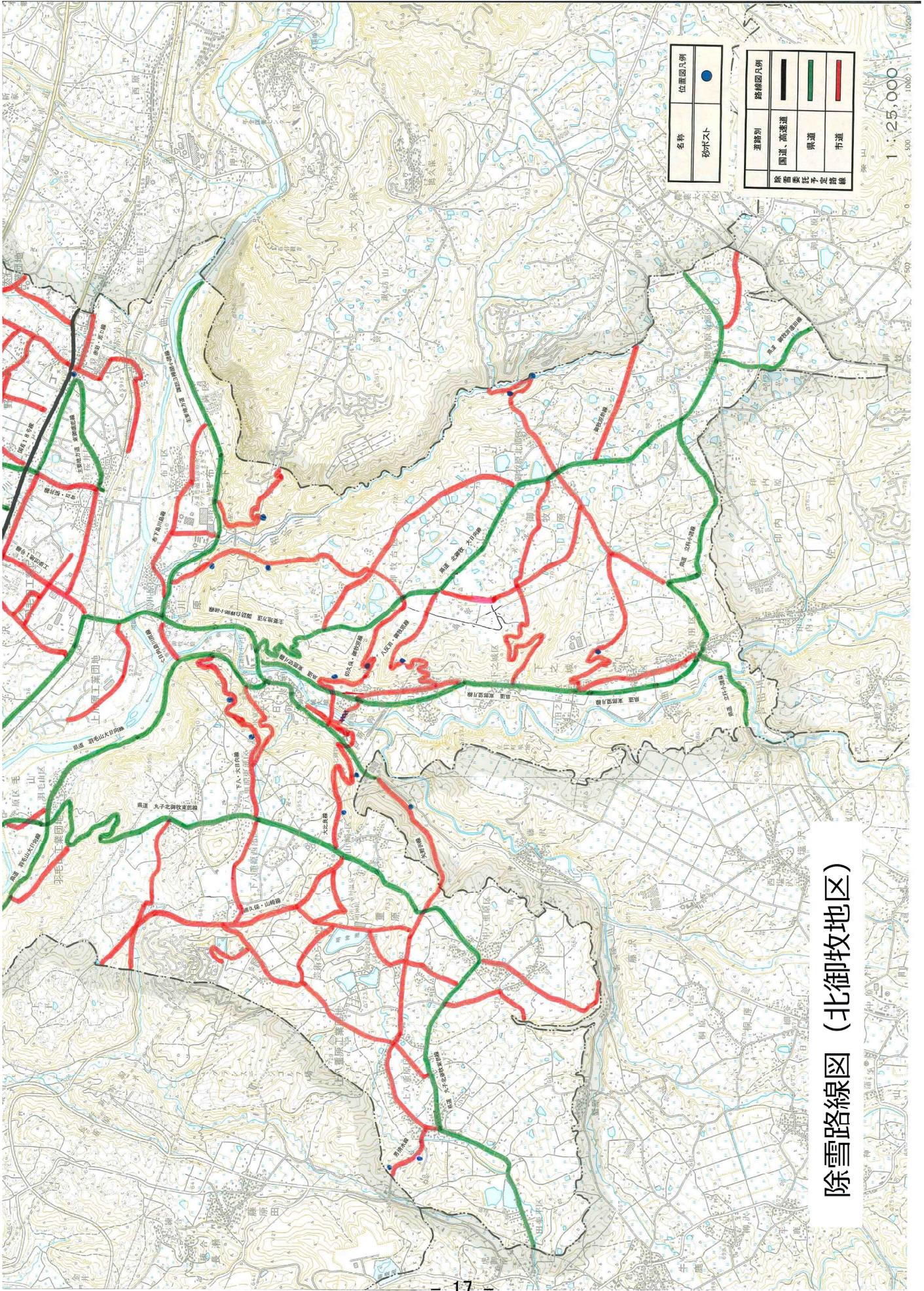
建設課管理係 電話：64-5892

除雪路線図(東部地区)

道路別	路線図凡例
国道 高速道	
県道	
市道	

名称	位置図凡例
砂ホスト	





除雪路線図（北御牧地区）

地域役員選出における男女共同参画の推進について

市では、社会のあらゆる場における方針の立案や決定に、男女が共同して参画する機会が確保されるよう、男女共同参画推進条例及び同基本計画を策定し、施策を展開する中で推進を図っているところです。

基本計画では目標値を定め推進にあたっており、地域役員の選出については、区三役、協議委員、公民館長の女性割合を20%にすることを目標としておりますが、下記状況のとおり達成できていない状況です。

また、地域における委員会等の男女構成比率においては、組織によって大きくばらつきも生じています。

これらを鑑み、地域役員選出の際には、男女共同参画推進条例及び同基本計画の主旨に基づき、性別を理由として役員を固定的に分けることのないよう、ご配慮をお願いいたします。

1 第2次東御市男女共同参画推進基本計画の評価指標

評価指標	内 容	計画策定時 (R3)	現状 (R5)	目標値 (R8)
地域役員への 女性の参画促進	区三役、協議委員、 公民館長の女性の割合	14.5%	15.0%	20%

2 令和5年地域役員の役員別参画状況

	区長	副区長	会計	協議員 等	公民館 長	計	地区別内訳				
							田中	滋野	祢津	和	北御牧
男性(人)	67	64	60	441	60	692	98	107	168	142	177
女性(人)	0	3	7	107	5	122	20	10	19	35	38
計(人)	67	67	67	548	65	814	118	117	187	177	215
女性の 参画率	0.0%	4.5%	10.4%	19.5%	7.7%	15.0%	16.9%	8.5%	10.2%	19.8%	17.7%
(参考) 令和4年	3.0%	4.5%	10.4%	19.7%	10.8%	15.5%	17.1%	8.9%	5.7%	20.3%	21.7%
(参考) 令和3年	1.5%	2.9%	11.1%	18.4%	10.6%	14.5%	12.1%	6.8%	12.3%	20.9%	16.8%

3 問い合わせ

人権同和政策課 男女共同参画係（東部人権啓発センター内） TEL：64-5902